

かいぎん

News-Release

2020年5月14日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社 沖縄海邦銀行（代表取締役頭取：上地 英由）は、2020年5月11日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第73期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当行は、2020年3月27日付「第16次中期経営計画の公表について」にて開示しておりますとおり、2020年4月～2022年3月の2年間を計画期間とする「第16次中期経営計画 ～継続と深化～」を策定し、地域金融機関として沖縄県の発展に寄与し、「お客さまのお役に立てる一番身近な銀行」を目指して、これまでのお客さま支援に重点を置いたビジネスモデルを「継続」し、更に「深化」することにより、「お客さまを中心とした新時代の金融サービスの提供」に取り組んでおります。

これを踏まえ当行を取り巻くマーケット環境等に応じて、地域社会において継続的に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式とは異なる種類の株式の発行を可能にするために、諸規定の変更、追加を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月25日（予定）

以 上

《お問い合わせ先》
総合企画部
担当 外間、平良
TEL：098-867-2112（直通）

(別紙) 定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (商号) 当銀行は、株式会社沖縄海邦銀行と称する。英文では、THE OKINAWA KAIHO BANK, LTD. と表示する。	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付け、または手形の割引ならびに為替取引 (2) 債務の保証または手形の引受け、その他の前号の銀行業務に付随する業務 (3) 国債、地方債、政府保証債、その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 (4) 信託業務 (5) 前各号の業務のほか、銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項	第 2 条 (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当銀行は、本店を沖縄県那覇市におく。	第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (公告方法) 当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由に	第 5 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
よって電子公告による公告をすることができない場合は、沖縄県那覇市において発行する沖縄タイムス、琉球新報に掲載する方法により行う。 第 2 章 株式 第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は 6 0 0 万株とする。 第 7 条（株券の発行） 当銀行は、<u>株式に係る株券</u>を発行する。 第 8 条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 1. 当銀行の単元株式数は 1 0 0 株とする。 2. 当銀行は、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 第 9 条（単元未満株式についての株主の権利） 当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1） 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 （2） 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 （3） 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当および募集新株予	第 2 章 株式 第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は 6 0 0 万株とし、<u>普通株式、第 1 回 A 種優先株式、第 2 回 A 種優先株式（以下、併せて、「A 種優先株式」といい、第 1 回ないし第 2 回 A 種優先株式のうち、いずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各 A 種優先株式」という。）の発行可能株式総数は、それぞれ、6 0 0 万株、5 0 万株、5 0 万株とする。</u> 第 7 条（株券の発行） 当銀行は、<u>全ての種類の株式について</u>、株券を発行する。 第 8 条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 1. 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式について 1 0 0 株とする。</u> 2. 当銀行は、<u>全ての種類の株式について</u>、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 第 9 条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
約権の割当を受ける権利	
第 10 条 (株主名簿管理人) 1. 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当銀行の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。	第 10 条 (現行どおり)
第 11 条 (株式取扱規程) 当銀行の株券の種類ならびに株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (新設) (新設) (新設)	第 11 条 (現行どおり) 第 2 章の 2 優先株式 <u>第 12 条 (A 種優先株式)</u> <u>当銀行の発行する A 種優先株式の内容は第 12 条の 2 から第 12 条の 11 のとおりとする。</u> <u>第 12 条の 2 (A 種優先配当)</u> <u>当銀行は、第 4 1 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各 A 種優先株式 1 株につき、各 A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下「A 種優先配当金」という。) の配当をする。ただ</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>し、配当年率は８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第１２条の５に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>
(新設)	<u>第１２条の３（非累積条項）</u> <u>ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u>
(新設)	<u>第１２条の４（非参加条項）</u> <u>Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第７５８条第８号ロもしくは同法第７６０条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第７６３条第１２号ロもしくは同法第７６５条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u>
(新設)	<u>第１２条の５（Ａ種優先中間配当金）</u> <u>当銀行は、第４２条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。</u>
(新設)	<u>第１２条の６（残余財産の分配）</u> <u>当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各Ａ種優先株式１株につき、各Ａ種優先株式１株当たりの払</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、かかる金銭のほか、残余財産の分配は行わない。</u>
(新設)	<u>第12条の7（議決権）</u> <u>A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u>
(新設)	<u>第12条の8（取得および消却）</u> <u>1. 当銀行は、各A種優先株式を取得し、これを消却することができる。</u> <u>2. 各A種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第12条の9（金銭を対価とする取得条項）</u> <u>1. 当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各A種優先株主に対して交付するものとする。なお、各A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u> <u>2. 当銀行は、各A種優先株式の取得と引換えに、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u>
(新設)	<u>第12条の10（普通株式を対価とする取得条項）</u> <u>当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各A種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 3 章 株主総会 第 12 条 (株主総会の招集) 当銀行の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときにこれを招集する。 第 13 条 (定時株主総会の基準日) 当銀行の定時株主総会議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。 第 14 条 (招集権者および議長) 1. 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 (当該連結計算書類に係	<u>かかる各 A 種優先株式を取得するのと引換えに、各 A 種優先株主に対し、その有する各 A 種優先株式数に各 A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の公正な価格で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各 A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 2 3 4 条に従ってこれを取扱う。</u> <u>第 12 条の 11 (優先順位)</u> <u>当銀行の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u> 第 3 章 株主総会 第 13 条 (現行どおり) 第 14 条 (現行どおり) 第 15 条 (現行どおり) 第 16 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
る会計監査報告または監査報告を含む) に記載または表示すべき事項に係る情報 を、法令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものとみな すことができる。 第 16 条 (決議の方法) 1. 株主総会の決議は、法令または本定款 に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる 株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決 議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の 3 分の 1 以上を有す る株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 17 条 (議決権の代理行使) 1. 株主は、当銀行の議決権を有する他の 株主 1 名を代理人としてその議決権 を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代 理権を証明する書面を当銀行に提出 しなければならない。 (新設) (新設)	第 17 条 (現行どおり) 第 18 条 (現行どおり) 第 3 章の 2 種類株主総会 第 19 条 (種類株主総会) 1. <u>第 15 条、第 16 条、第 17 条第 1 項 および第 18 条の規定は、種類株主総 会にこれを準用する。</u> 2. <u>会社法第 324 条第 2 項に定める種 類株主総会の決議は、当該種類株主総 会において議決権を行使することが できる株主の議決権の 3 分の 1 以上 を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> 3. <u>当銀行が会社法第 322 条第 1 項各 号に掲げる行為をする場合には、法令 に別段の定めがある場合を除き、A 種 優先株主を構成員とする種類株主総 会の決議を要しない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条（員数） 当銀行の取締役は 13 名以内とする。 第 19 条（選任） 1. 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 第 20 条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 第 21 条（取締役会） 1. 取締役をもって取締役会を組織する。 2. 取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。 第 22 条（取締役会の招集） 1. 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。 取締役会長に欠員または事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 （現行どおり） 第 21 条 （現行どおり） 第 22 条 （現行どおり） 第 23 条 （現行どおり） 第 24 条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
を経ないで開催することができる。 第 23 条（取締役会の決議方法） 1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 第 24 条（代表取締役および役付取締役） 1. 当銀行には、取締役会の決議により、取締役会長、取締役頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役を若干名置くことができる。 2. 当銀行を代表する取締役は 4 名以内とし、取締役会長、取締役頭取、専務取締役、常務取締役の中から取締役会の決議により選定する。 3. 取締役頭取は当銀行の業務を統括する。 専務取締役および常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。 4. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定められた順序により、専務取締役または常務取締役がこれに代わり取締役頭取の職務を行う。 第 25 条（相談役） 取締役会の決議により相談役をおくことができる。 第 26 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第 27 条（取締役との責任限定契約） 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等で	第 25 条（現行どおり） 第 26 条（現行どおり） 第 27 条（現行どおり） 第 28 条（現行どおり） 第 29 条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
ある者を除く。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。 第5章 監査役および監査役会 第<u>28</u>条（員数） 当銀行の監査役は5名以内とする。 第<u>29</u>条（選任） 1. 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任にあたっては、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第<u>30</u>条（任期） 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第<u>31</u>条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。 第<u>32</u>条（監査役会） 1. 監査役をもって監査役会を組織する。 2. 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。 第<u>33</u>条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。	第5章 監査役および監査役会 第<u>30</u>条 （現行どおり） 第<u>31</u>条 （現行どおり） 第<u>32</u>条 （現行どおり） 第<u>33</u>条 （現行どおり） 第<u>34</u>条 （現行どおり） 第<u>35</u>条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 34 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第 36 条（現行どおり）
第 35 条（監査役との責任限定契約） 当銀行は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。	第 37 条（現行どおり）
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 36 条（選任方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。	第 38 条（現行どおり）
第 37 条（任期） 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	第 39 条（現行どおり）
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 38 条（事業年度） 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。	第 40 条（現行どおり）
第 39 条（剰余金の配当） 当銀行の剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に支払う。	第 41 条（現行どおり）
第 40 条（中間配当） 当銀行は、取締役会の決議によって、毎	第 42 条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 第 41 条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。	第 43 条 （現行どおり）